

改正

平成17年6月30日規則第94号の2
平成17年10月21日規則第143号
平成18年9月19日規則第99号
平成18年12月1日規則第127号
平成19年1月4日規則第1号
平成19年2月20日規則第5号
平成19年8月21日規則第90号
平成19年9月29日規則第113号
平成19年10月9日規則第118号
平成20年3月14日規則第14号
平成25年3月31日規則第17号
平成25年11月5日規則第52号
平成26年3月28日規則第25号
平成28年4月28日規則第34号
平成28年12月27日規則第80号
平成29年10月31日規則第79号
平成30年12月25日規則第83号
令和2年5月19日規則第45号
令和2年5月29日規則第46号
令和4年4月1日規則第23号

高知県立都市公園条例施行規則をここに公布する。

高知県立都市公園条例施行規則

高知県立都市公園条例施行規則（昭和54年高知県規則第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号。以下「条例」という。）

の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可の申請等）

第2条 条例第4条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による行為許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第4条第1項の規定により行為の変更の許可を受けようとする者は、別記第2号様式による行為変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

(供用日時及び時間外供用)

第3条 条例第9条第1項に規定する都市公園の供用日及び供用時間並びに時間外供用は、別表に定めるとおりとする。

(特定公園施設の利用の許可の申請等)

第4条 条例第10条第1項の規定により同条に規定する特定公園施設（以下「特定公園施設」という。）を利用しようとする者は、別記第3号様式による利用許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは別記第4号様式による利用許可書を当該申請をした者に交付するものとし、許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第10条第1項の規定により利用の変更の許可を受けようとする者は、別記第5号様式による利用変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、特定公園施設のうち次の表の中欄に掲げる施設を個人（高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門及びのいち動物公園並びにオートキャンプ場及び多目的棟の多目的棟にあつては、個人又は20人以上の団体（以下この項において「団体」という。））が利用する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる各様式による入場券、入園券又は利用券を購入することをもって、条例第10条第1項の利用の許可を受けたものとみなす。

都市公園名	特定公園施設名	様式名
高知公園	高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門	個人の入場券 別記第5号様式の2
		個人が公益財団法人高知県観光コンベンション協会が知事の承認を得て発行する割引券を提出した場合の入場券及び団体の入場券 別記第5号様式の3
		条例第26条の2第1項各号に掲げる者が

		取り扱う場合の個人及び団体の入場券 別記第5号様式の4
野市総合公園	のいち動物公園	個人の入園券 別記第6号様式
		団体の入園券 別記第7号様式
		個人の年間入園券 別記第8号様式
春野総合運動公園	テニスコート	別記第9号様式
	体育館のトレーニング室	別記第10号様式
	スポーツ科学センター	別記第10号様式の2
	陸上競技場（共用の場合）	別記第11号様式
	水泳場（共用の場合）	別記第12号様式
	屋内飛込み練習場	別記第12号様式の2
	射撃場（共用の場合）	別記第13号様式
	アーチェリー場（共用の場合）	別記第14号様式
土佐西南大規模公園	テニスコート	別記第15号様式
	オートキャンプ場及び多目的棟	別記第16号様式

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、特定公園施設のうち高知公園の駐車場を利用する場合は、別記第16号様式の2による駐車券の交付を受けることをもって、条例第10条第1項の利用の許可を受けたものとみなす。

6 条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に条例第27条第1項第1号に掲げる業務を行わせる場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「別記第3号様式による」とあり、「別記第4号様式による」とあり、「別記第5号様式による」とあり、「同表の右欄に掲げる各様式による」とあり、及び「別記第16号様式の2による」とあるのは「指定管理者が定める」とする。

（添付図面）

第5条 条例第16条の図面は、次に掲げるものとする。

- （1）縮尺1,000分の1以上の位置図で縮尺、方位、申請箇所、目標となる地形又は地物等を表示したもの

(2) 縮尺500分の1以上の実測平面図で縮尺、方位、申請地内における工作物又は施設の位置等を表示したもの

(3) 縮尺250分の1以上の丈量図で縮尺、方位、面積計算等を表示したもの

(4) 縮尺100分の1以上の構造図で土地の形状変更を伴う場合にあつては縦断図、横断図等を、工作物を設置する場合にあつては平面図、立面図、側面図、意匠配色図等を添付したもの

2 前項の規定にかかわらず、知事が軽易な変更であると認める場合は、同項各号に掲げる図面の一部の添付を省略することができる。

(通常以上に電力を消費する場合に加算する利用料の額)

第5条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第5の備考13の規則で定める利用料の額は、原価計算を基礎として知事が定める額とする。

(減免を受けることができる大会、催し等)

第6条 条例別表第6の障害者の福祉の増進を目的とする大会又は催しのうち規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する大会又は催しとする。

(1) 各種障害者団体が主催し、かつ、主として障害者のための大会又は催しであるもの

(2) 障害者の福祉の増進のために開催される大会又は催しであるもの

2 条例別表第6の知事が高知県の観光振興に寄与すると認める職業スポーツ団体に係る規則で定める条件は、高知県又は公益財団法人高知県観光コンベンション協会から利用料又は利用料金に対する助成を受けるものであることとする。

3 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める使用料は条例別表第2に規定する公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合の使用料とし、当該規則で定める条件は県が他の地方公共団体から土地を無償で借り受けて設置した都市公園の敷地内において当該地方公共団体が公園施設を設置する場合とし、減免する額について当該規則で定める額は当該使用料の額に相当する額とする。

4 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める占用料又は広告出展料は条例別表第3に規定する競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係る占用料又は条例別表第4に規定する競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展に係る広告出展料とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

条件	減免する額
(1) 国若しくは地方公共団体又はこれらにより構成される実行委員会等の任意団体が主催し、又は共催する催しで、都市公園の設置目的に沿い、かつ、都市公園の機能を著しく高めると知事が認める都市公園の占有又は都市公園における広告出展である場合	当該占有料又は広告出展料の額に相当する額
(2) 国若しくは地方公共団体若しくはこれらにより構成される実行委員会等の任意団体又は自主防災組織（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第4号に規定する自主防災組織をいう。次項において同じ。）が主催し、又は共催する防災訓練等で、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと知事が認める都市公園の占有又は都市公園における広告出展である場合	

5 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する利用料とし、当該規則で定める条件は国若しくは地方公共団体若しくはこれらにより構成される実行委員会等の任意団体又は自主防災組織が主催し、又は共催する防災訓練等で、知事が特に必要があると認める特定公園施設の利用である場合とし、減免する額について当該規則で定める額は当該利用料の額に相当する額とする。

6 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の大人の1人1回の利用料（以下この項において「高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料」という。）及び野市総合公園ののいち動物公園の大人の1人1回の利用料（以下この項において「のいち動物公園の利用料」という。）とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

区分	条件	減免する額
高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料	(1) 知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面（「高知県立施設等無料入場券」の記載があるものに限る。以下同じ。）を提示した者及び当該者と同時に利用する者（当該者1人につき4人までに限る。）が利用する場合	当該利用料の額に相当する額

	(2) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として利用する場合	
	知事が特に必要があると認める場合	知事が定める額
のいち動物公園の利用料	(1) 知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面を提示した者及び当該者と同時に利用する者（当該者1人につき4人までに限る。）が利用する場合 (2) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として利用する場合	当該利用料の額に相当する額

7 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する土佐西南大規模公園のオートキャンプ場の宿泊利用の利用料とし、当該規則で定める条件は1月4日から2月末日まで及び10月1日から12月28日までの期間内に利用する場合（1月3日から同月4日まで及び9月30日から10月1日までの宿泊利用の場合を含まないものとし、当該期間内の土曜日から日曜日まで及び日曜日から月曜日までの宿泊利用（2月末日又は12月28日が土曜日又は日曜日であるときの2月末日又は12月28日からその翌日までの宿泊利用を含む。）の場合を除く。）とし、減免する額について当該規則で定める額は当該利用料の額の2割に相当する額とする。

（使用料等の減免の申請等）

第7条 条例第21条の規定に基づき特定公園施設の使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、別記第17号様式による使用料等減免承認申請書を第4条第1項の規定による利用許可申請書とともに知事に提出しなければならない。ただし、条例別表第6の身体障害者手帳を所持する者、療育手帳を所持する者、精神障害者保健福祉手帳を所持する者、戦傷病者手帳を所持する者及び被爆者健康手帳を所持する者並びにこれらの者を直接介護又は介助するために必要な者、前条第6項の知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面を提示した者及び当該

者と同時に利用する者並びに同条第7項の規定により利用料の減額を受ける者については、この限りでない。

- 2 知事は、前項本文の規定による申請があった場合において、使用料等の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による使用料等減免承認通知書により、承認をしないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料の還付の請求等)

第8条 条例第22条ただし書に規定する知事が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可を受けた者の責任によらない理由で利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、利用料を還付することが適当であると認めるとき。

- 2 条例第22条ただし書の規定に基づき利用料の還付を受けようとする者は、別記第19号様式による利用料還付請求書を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、利用料の還付を決定したときは別記第20号様式による利用料還付決定通知書により、還付をしないときはその旨を、それぞれ当該請求をした者に通知するものとする。

(利用料金の承認の申請)

第9条 指定管理者は、条例第24条第1項前段の規定により利用料金の額を定めようとするときは、別記第21号様式による利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第24条第1項後段の規定により知事の承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときは、別記第22号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第10条 条例第28条の規則で定める申請書は、別記第23号様式によるものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものが、条例第28条の規定による申請の際に同条第1号の事業計画書のほかに提出する書類は、次に掲げるとおりとする。この場合において、当該指定を受けようとするものがグループ（指定管理者の指定を受けるために複数の法人その他の団体により構成される団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、第2号から第4号までに掲げる書類は、当該グループを構成する法人その他の団体について提出するものとする。

- (1) 条例第27条第1項各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第29条第3項の規則で定める事項は、指定管理者（指定管理者がグループの場合にあっては、当該グループを代表する法人その他の団体）の代表者の氏名とする。

（工作物等を保管した場合の公示の方法等）

第11条 条例第38条第1項第1号の規則で定める場所は、県庁前の掲示場とする。

2 条例第38条第2項に規定する保管工作物等一覧簿の様式は、別記第24号様式とする。

3 条例第38条第2項の規則で定める場所は、高知県土木部公園下水道課とする。

4 条例第41条に規定する受領書の様式は、別記第25号様式とする。

（届出）

第12条 条例第42条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式による届出書により行わなければならない。

(1) 条例第42条第1号に規定する場合 別記第26号様式

(2) 条例第42条第2号に規定する場合 別記第27号様式

(3) 条例第42条第3号に規定する場合 別記第28号様式

(4) 条例第42条第4号又は第6号に規定する場合 別記第29号様式

(5) 条例第42条第5号に規定する場合 別記第30号様式

（損傷等の届出）

第13条 都市公園の施設等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事又は指定管理者に届け出なければならない。

（書類の経由）

第14条 高知県立都市公園に関して法令等の規定に基づき知事に提出する書類は、所管の土木事務所長を経由しなければならない。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 旧規則別記様式は、この規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成17年6月30日規則第94号の2）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月21日規則第143号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月19日規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月1日規則第127号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(高知県懐徳館の入場料金等に関する規則の廃止)

- 2 高知県懐徳館の入場料金等に関する規則（昭和51年高知県規則第43号）は、廃止する。

附 則（平成19年1月4日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月20日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年8月21日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月29日規則第113号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月9日規則第118号）

この規則は、平成19年10月27日から施行する。

附 則（平成20年3月14日規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月31日規則第17号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年11月 5 日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月28日規則第25号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月28日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規則第80号）

この規則は、平成29年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年10月31日規則第79号）

この規則は、平成29年11月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月25日規則第83号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月19日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月29日規則第46号）

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

1 供用日及び供用時間

都市公園名	公園施設名	供用日	供用時間
高知公園	高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門	1 月 2 日から12月25日までの毎日	午前 9 時から午後 5 時まで
	駐車場	1 月 1 日から12月31日までの毎日	午前 7 時30分から午後 6 時30分まで（観光バスにあっては、この供用時間以外の時間（以下「供用時間外」という。）においても利用

			することができるが、 供用時間外においては 駐車場に入場し、又は 駐車場から出場するこ とはできない。)
室戸広域公園	野球場 運動広場 屋内運動場 雨天練習場 屋根付き多目的広 場 会議室 附属設備	1月4日から12月28日までの毎 日	午前8時30分から午後 5時まで
野市総合公園	のいち動物公園	1月2日から12月26日までの期 間のうち月曜日（月曜日が国民 の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）第3条に規定する 休日（以下この表において「休 日」という。）に該当するとき は、その翌日以後の直近の休日 以外の日）を除く日	午前9時30分から午後 5時まで
春野総合運動公 園	野球場 ソフトボール場 運動広場 多目的広場 テニスコート 体育館 球技場 陸上競技場	1月4日から12月28日までの毎 日	午前8時30分から午後 5時まで

	水泳場 屋内飛込み練習場 屋内運動場 射撃場 アーチェリー場 相撲場 会議室 附属設備		
	スポーツ科学センター	1月4日から12月28日までの期間のうち月曜日（月曜日が休日に該当するときは、その翌日以後の直近の休日以外の日）を除く日	午前9時から午後6時まで
土佐西南大規模公園	集会所 球技場 テニスコート オートキャンプ場 多目的棟 体育館 運動広場 会議室 大方地区キャンプ場 多目的芝生広場 附属設備	1月4日から12月28日までの期間のうち火曜日を除く日（オートキャンプ場及び多目的棟並びに附属設備にあつては1月1日から12月31日までの毎日、大方地区キャンプ場及び附属設備にあつては4月1日から10月31日までの毎日)	午前8時30分から午後5時まで（オートキャンプ場及び大方地区キャンプ場並びに附属設備にあつては利用区分に応じ午後3時から翌日の午後1時まで又は午前10時から午後4時まで、多目的棟及び附属設備にあつては利用区分に応じ午前8時30分から午後5時まで又は午後3時から翌日の午前11時まで)

2 時間外供用

都市公園名	公園施設名	時間外供用する期間	時間外供用する時間
-------	-------	-----------	-----------

室戸広域公園	野球場	5月1日から6月30日までの	午後5時から午後7時まで
	運動広場	毎日	
	屋内運動場	7月1日から8月31日までの	午前6時から午前8時30分まで
	雨天練習場	毎日	
屋根付き多目的広場		午後5時から午後7時まで	
	会議室	9月1日から9月30日までの	午後5時から午後7時まで
	附属設備	毎日	
春野総合運動公園	野球場	4月1日から9月30日までの	午前7時から午前8時30分まで
		毎日	
	ソフトボール場	3月1日から4月30日までの	午後5時から午後6時まで
	運動広場（運動広場Aを除く。）	毎日	
	多目的広場	9月1日から9月30日までの	午後5時から午後6時まで
		毎日	
	球技場	5月1日から8月31日までの	午前6時から午前8時30分まで
		毎日	
運動広場A	1月4日から12月28日までの	午前6時から午前8時30分まで	
陸上競技場	毎日		
		午後5時から午後9時まで	
	テニスコート	1月4日から12月28日までの	午後5時から午後9時まで
	体育館	毎日	
	水泳場	1月4日から12月28日までの	午後5時から午後8時30分まで
	屋内飛込み練習場	毎日	
	屋内運動場	1月4日から12月28日までの	午後5時から午後9時まで

		毎日	で
	射撃場	5月1日から9月30日までの	午後5時から午後7時まで
	アーチェリー場	毎日	で
	相撲場	1月4日から12月28日までの	午後5時から午後9時まで
		毎日	で
土佐西南大規模公園	集会所	火曜日を除く1月4日から12月28日までの毎日	午後5時から午後9時まで
	球技場	火曜日を除く5月1日から9月30日までの毎日	午後5時から午後7時まで
	多目的芝生広場		で
	テニスコート 体育館	火曜日を除く3月1日から11月30日までの毎日	午後5時から午後9時まで
		火曜日を除く12月1日から2月28日までの毎日	午後5時から午後8時まで
	多目的棟	1月1日から12月31日までの毎日	午後5時から午後9時まで
運動広場	火曜日を除く1月4日から12月28日までの毎日	午後5時から午後9時まで	